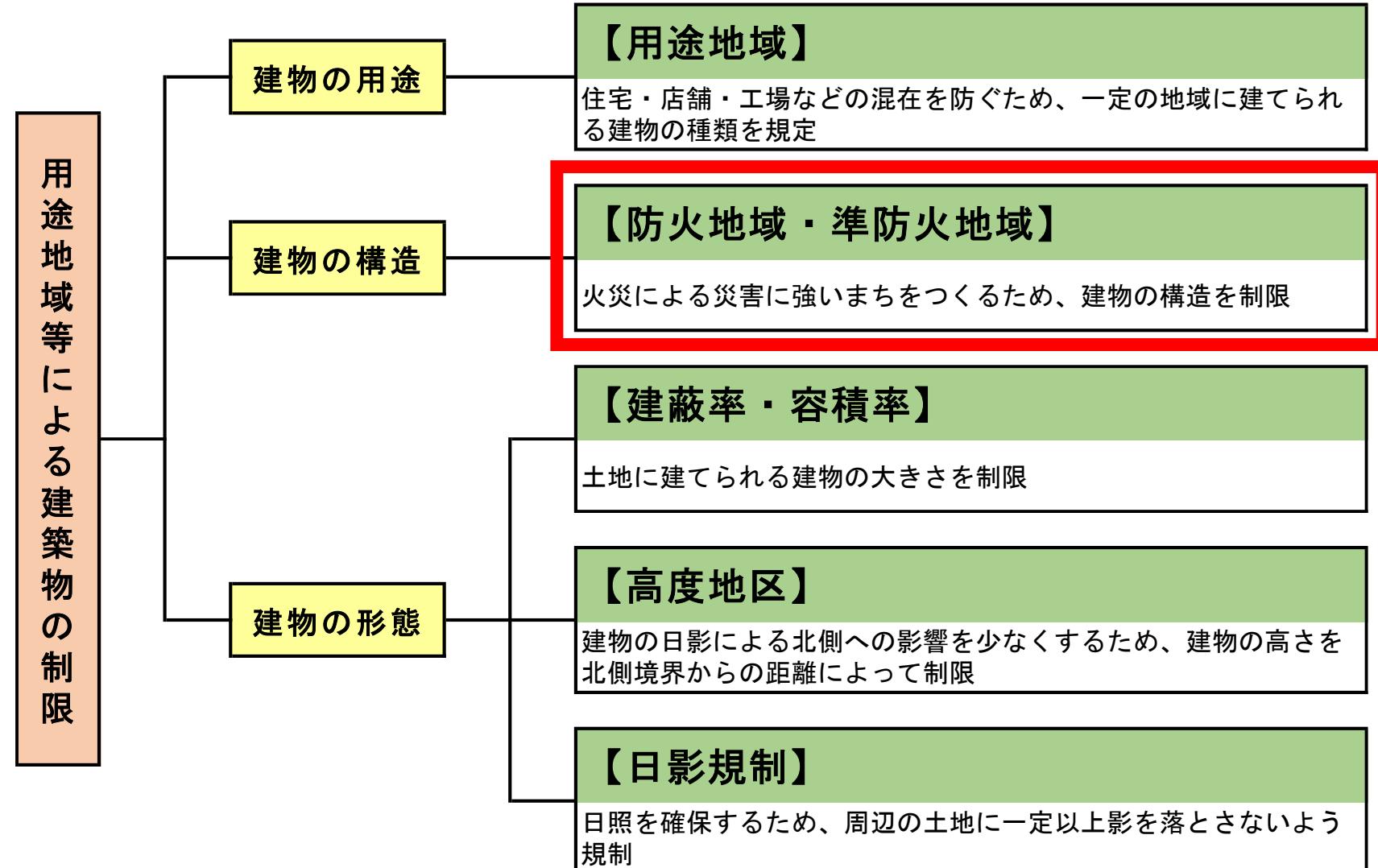


# 参考【防火地域・準防火地域（1）】



# 参考【防火地域・準防火地域（2）】

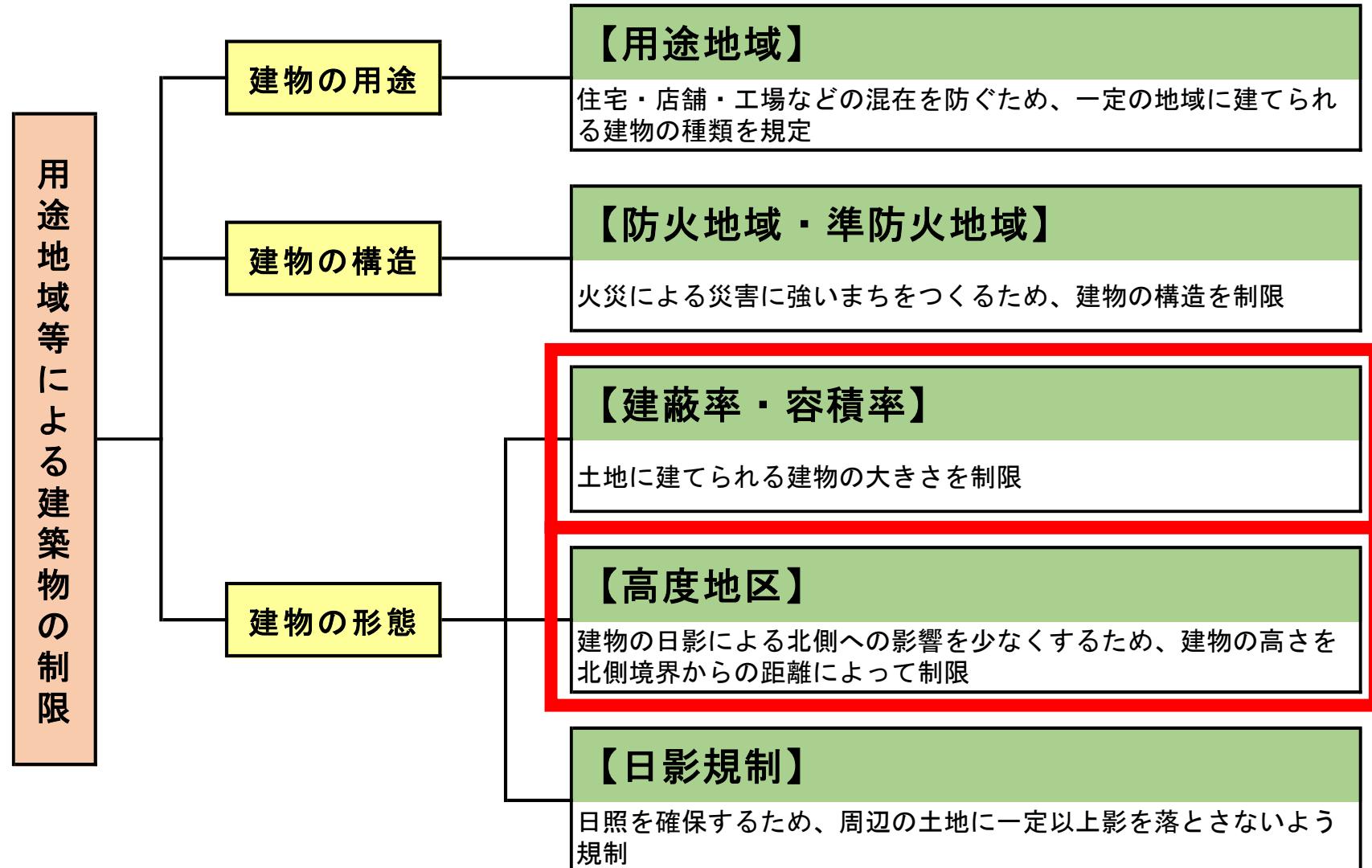
## 防火地域

- ・火災による延焼を防止するため建物の構造を規制する地域で、主に三鷹駅周辺に指定しています。
- ・この地域に建てる建物は、火災に強い構造とする必要があります。

## 準防火地域

- ・防火地域に指定された地域の周辺部や、比較的建物の密集度が高い地域に指定しています。
- ・防火地域同様、建物の構造に規制を受けますが、防火地域に比べ、規制の内容は緩やかです。

# 参考【建蔽率・容積率、高度地区（1）】

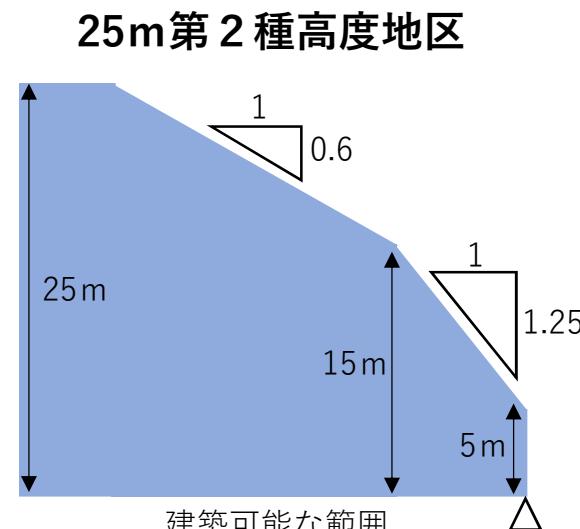
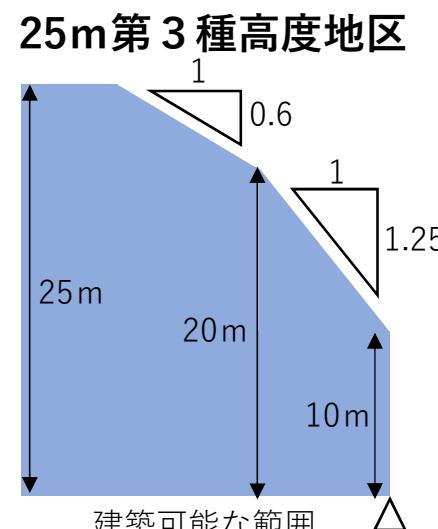
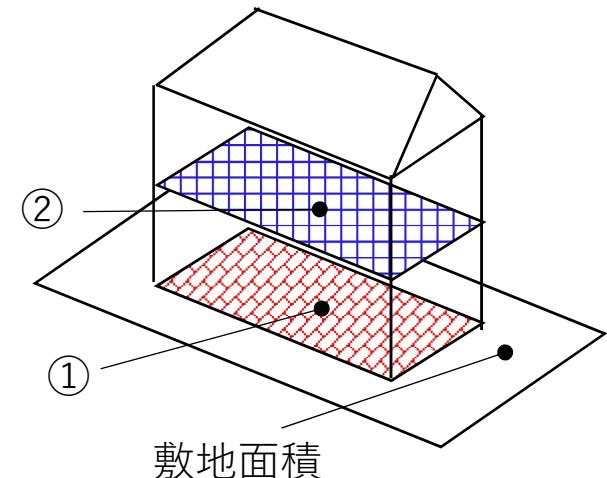


## 参考【建蔽率・容積率、高度地区（2）】

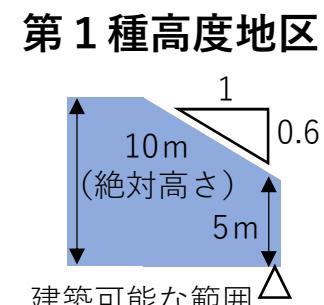
○建蔽率：建築面積（①）の敷地面積に対する割合

○容積率：延べ面積（①+②）の敷地面積に対する割合

○高度地区（高さの制限）：建築物の最高限度を定める制度



真北方向  
→

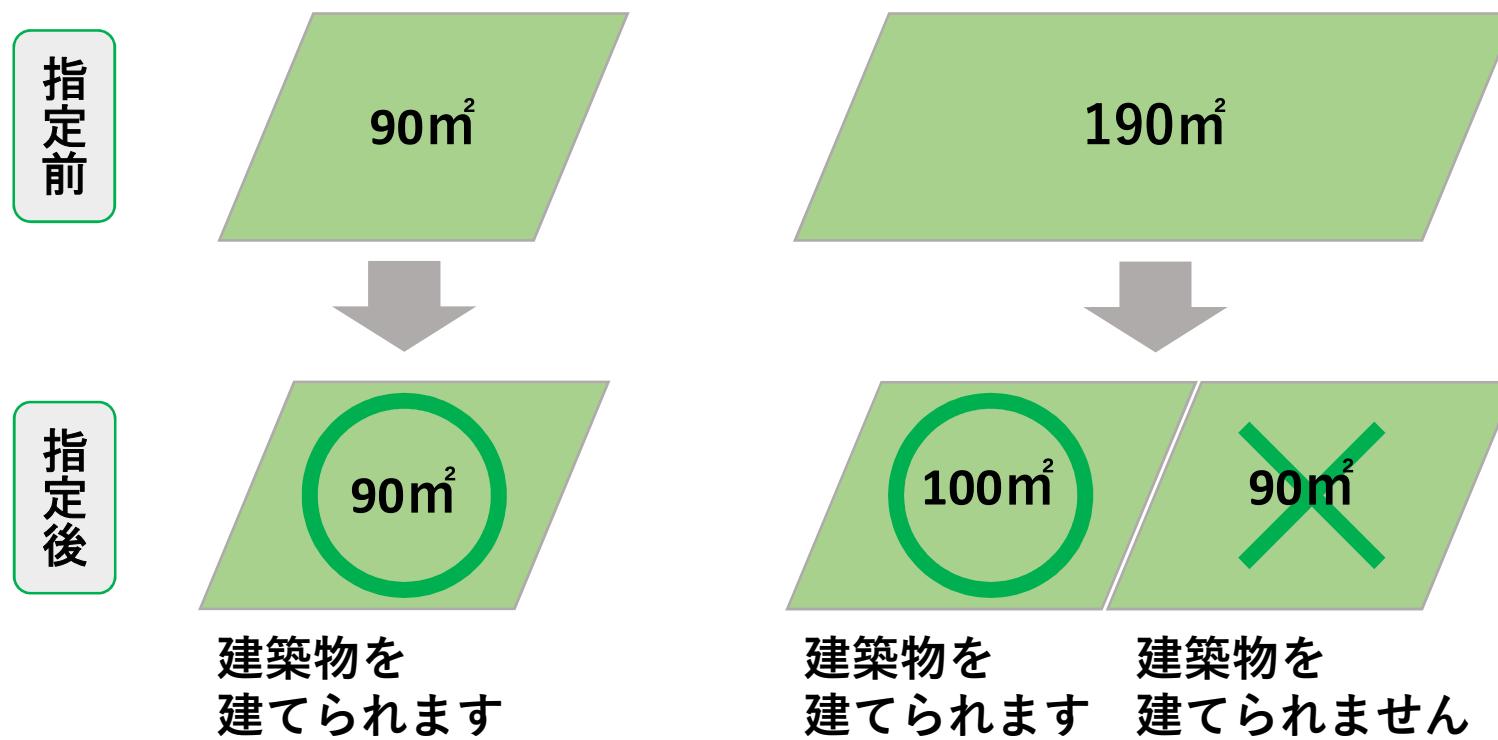


△：北側境界線又は北側が道路の場合は道路の反対側の境界線

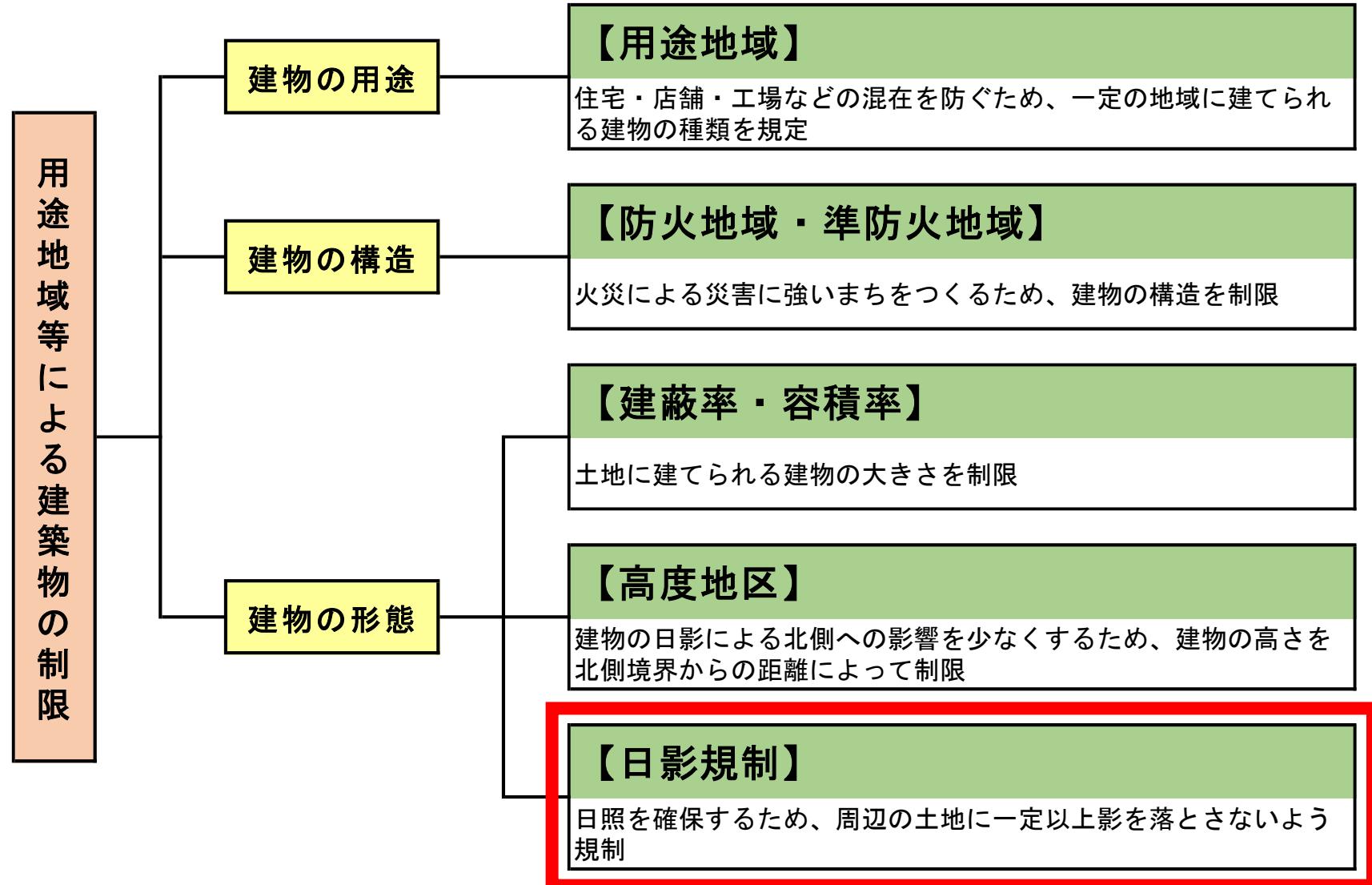
## 参考【敷地面積の最低限度】

**新たに土地を分割して建築物を建てる場合に、最低限必要とされる敷地の面積**

(例) 敷地面積の最低限度を $100m^2$ に指定した地区の場合



# 参考【日影規制（1）】



# 参考【日影規制（2）】

**【日影規制】とは一定規模以上の建築物を建てる際に、周辺の敷地に落とす影に対する規制**

- 日影規制を受ける建築物は、他の敷地に対して、定められた時間以上日影を作ってはならない

※東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例

三鷹市では、用途地域、容積率、高度地区の指定状況に応じて、規制内容が決定

用途地域・日影規制等								日影規制			
表示	用途地域	用途地域等					規制範囲	日影規制			
		達成率 (%)	容積率 (%)	最低敷地 (m) (注1)	(高さの 最高限度) ・ 高度地区	防火 地域		規制される建築物	規制される日影時間 (数地境界からの 水平距離)		
		30	50	100	(10m) ・ 第1種	指定なし		(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m
		40	80								
		50	100								
		60	150						4時間以上	2.5時間以上	
		50	100	100	25m 第2種			(一)	3時間以上	2時間以上	4m
		60	150		25m 第1種						
		60	200	90	25m 第2種						
		60	200	90	25m 第2種			(一)	3時間以上	2時間以上	4m
		60	200	90	25m 第2種						
		60	200	90	25m 第2種			(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m
		60	300		25m 第2種						
		60	200	90	25m 第3種			(二)	5時間以上	3時間以上	
		60	200	90	25m 第2種						
		60	200	90	25m 第2種						
		80	200	90	25m 第2種			(一)	4時間以上	2.5時間以上	
		80	300		25m 第3種						
		60	200	90	25m 第2種			(一)	4時間以上	2.5時間以上	
		60	200		25m 第2種						
		80	500	指定期なし	35m		規制対象外 (ただし、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。)				
		80	600		指定期なし		規制対象外 (ただし、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。)				
		60	200	指定期なし	25m		規制対象外 (ただし、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。)				
		60	200		25m		規制対象外 (ただし、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。)				